

第601号
2018年8月24日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学Web <http://tougaku.net/>

都教委の標準定数法無視で 東京の事務職員定数は全国まれにみる低水準だ！ ～4組合連名で定数共同要求～

都教委は長年にわたり、標準定数法に基づく都費事務職員の補正定数基準(要準加配・規模加配基準)を無視し、本来ならば複数配置であったはずの小中学校 数百校の欠員を放置、一名校の状態に置き続けている。さらに東京型共同実施では、都費事務職員を学校現場から引きあげて共同事務室に集め、定数も削減、1校1名の基本定数基準すら無視している。

東学は8月8日、都教委に対し、都校職組・アィム'89東京教育労働組合・学校事務ユニオン東京との連名で「2019年度定数共同要求」を提出、速やかな回答を求めている。

2019年度定数共同要求

少数職種である小中学校事務職員にとって、事務職員定数は自らの労働条件に直結してくる大問題です。ところが、近年、貴職は総務局からの圧力に屈し、さらに文科省の設定する国基準すらかなぐり捨て、近県と比較してもまれにみる劣悪な学校事務職員の労働条件を創出してきました。しかも他県とは全く異なる学校事務の共同実施を拡大させ、まさに私たちが歴史的に育んできた学校事務職員制度を崩壊の危機にまで追い込みました。

私たちは元気にのびのびと学校現場で学校事務職員として働き続けていくためには、確かな定数が担保されていることが必須であると考えます。

私たちはいま、組合の垣根を超えて私たちの定数の在り方について以下の要求を共同で貴職に提出いたします。本要求に対しては可及的速やかに回答願います。

記

1. 共同実施地区も含めて1校1名の基本定数を遵守すること。
2. ナショナルミニマムである要準加配・規模加配を復活させること。
3. 給食費公会計化等に伴い、従来の取り扱いを超えた業務がもたらされた学校に対し、業務に対応する人員を措置すること。また、そのための加配措置を国に要望すること。
4. 病気休暇・病気休職・産休・育休・介護休暇等に対応した正規代替要員プール制度を設けること。
本制度が確立するまで臨時職員や非常勤職員ではなく、臨時的任用職員を充てること。
5. 正規事務職員が異動・交流等においても不足した場合、補充は新規採用で行うこと。
新規採用者はOJTのため、複数校に配置すること。

都教委、補助金で事務職員への負担転嫁を誘導？！ 学校徴収金システム導入補助金の条件に「学校徴収金 業務を教育職員が担っている自治体は、原則として業務 を教育職員以外の者に移管すること」(！？)

都教委は2月8日公表の「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、3月30日付で「21教総総第1669号『学校事務職員の標準的職務について(通知)』の「学校事務職員の標準的職務(別表)」を各地教委に再周知している。しかし、この「標準的職務表」は、都立校事務室の業務をベースにしており、小中学校の事務室体制で処理できる業務量ではない。また、都教委には、身分的に区市町村職員である義務制学校事務職員の職務内容を定める権限はなく、このことに関して各地教委を拘束することはできない。そのため、過去に、どの地区でも事実上のお蔵入りとなってきたものだ。

にもかかわらず、都教委はこれを蒸し返し、地教委に対して、これに基づく実施計画を「平成30年度中に策定するよう促していきます」としている。

さらに、これに関連して、都教委が3月末の段階で「学校における働き方改革推進事業補助金交付要綱」を策定、4月13日付で各地教委宛に第1回交付申請(メ切5月18日)の募集をかけていることが判明した。その中の「補助事業名 学校徴収金システム導入支援事業」の補助要件には、「原則として業務を教育職員以外の者に移管すること」とある。

これは聞き捨てならない。

「教育職員以外の者」とは誰を指すのか？

学校徴収金業務についての文科省の現見解は「基本的に『学校以外が担うべき業務』」というものであり、公会計化の方向を打ち出している。総務省は「地方公共団体が行う一切の事務事業のための支出及びその支出財源の収納は全て当該地方公共団体の歳入歳出予算を通さなければ執行できない」として、学校徴収金を私費会計として取り扱うことは地方自治法の総計予算主義に照らして不適切・不適法との認識を示している。ということは、私費会計のまま、その「仕事」にたずさわることは職務専念義務違反となる危険性があるということでもある。またその「仕事」量は当然、職員定数にも算定されていない(=誰の仕事でもない)のだ。

しかし、都教委は明らかに事務職員への負担転嫁を想定している。「標準的職務表」では学校徴収金業務を私費会計のまま、事務職員に押し付けようとしている。前述の「学校における働き方改革推進プラン」には公会計化の「こ」の字もない。

まずは、都教委に対する追及が必要だ。

事務職員を、教員の過剰業務の負担転嫁先として安易に扱うことは許さない！

【Colum】

8月8日、翁長沖縄県知事死去。

痛んでならない。

4月にすい臓がんの手術を受けながらも、7月27日、辺野古埋立承認撤回を表明したばかりだった。今は何よりも志半ばだった氏の無念を思い、心が

遺志を受け継いで、辺野古新基地建設撤回をかち取ろう。あの世で晴れ晴れと笑ってもらえますよう。

労働者は数が集まって初めて当局と対等に交渉できる。

だからこそ団結権は労働三権の第一に挙げられています。東学への加入をお待ちしています。

〔加入のお申し込み・ご相談先〕

世田谷区立駒沢中学校・事務室 松永哲次 TEL03-3422-7402